

伊丹市地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）における
従前相当通所型サービス費の単位改定について

（単位改定の目的及び方針）

従前相当通所型サービス費について、サービス利用者負担の公平性という観点から鑑みて、次の通り3時間を基準とした2つの区分を設ける。

改定前		改定後	
要支援1	436 単位/回 1798 単位/月を上限とする。	3時間以上	要支援1 436 単位/回 1798 単位/月を上限とする（変更なし）
		3時間未満	要支援1 306 単位/回 1259 単位/月を上限とする （3時間以上に70/100を乗じた単位）
要支援2	447 単位/回 3621 単位/月を上限とする。	3時間以上	要支援2 447 単位/回 3621 単位/月を上限とする（変更なし）
		3時間未満	要支援2 313 単位/回 2535 単位/月を上限とする （3時間以上に70/100を乗じた単位）

（令和8年3月時点での伊丹市における事業者指定状況）

従前相当通所型サービス費の単位時間が3時間未満で指定を受けている事業所は存在していない。

（本改定を考慮するに至った経緯等）

上述したとおり、現時点では3時間未満で指定を受けている事業所は存在しないが、単位時間を3時間未満として新規サービス事業所を開設したい旨の問い合わせが発生したため調査、検討を行った。利用者目線から鑑みて、1時間～2時間程度のサービス利用と、3時間超のサービス利用が同一負担であることは公平性に欠けると判断したため、本改定を考慮するに至った次第である。

（要綱改定のスケジュールについて）

本件は、伊丹市地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）実施要綱にて言及しているが、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、令和8年度介護報酬改定案について言及されており、令和8年6月施行予定となっていることから、この報酬改定の施行に合わせて、本件も令和8年6月施行を想定とする。

（他市状況について）

大阪市と千葉市が本市改定案と同じ単位区分、単位数を制定済、神戸市が類似の単位区分（3時間以上に85/100を乗じた単位で3時間未満を設定）を制定済、近隣6市については、尼崎市がサービス提供時間を最低3時間以上にするよう制定、それ以外は改定前の伊丹市と同様に現在区分していない。（資料別添②参照）